

京都市告示第373号

京都市老人保養センター条例第3条ただし書きの規定に基づき、次のとおり老人保養センターを臨時に休所します。

平成16年12月13日

京都市長 榎 本 頼 兼

臨時に休所する日 平成17年1月6日（木）

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)